

第 1 0 2 回
国有財産東海地方審議会

月日：平成 22 年 4 月 14 日（水）
場所：東海財務局 2 階 大会議室

第 102 回国有財産東海地方審議会議事録 目 次

1. 開会	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2. 委員紹介	・ ・ ・ ・ ・ P 1
3. 会長選任	・ ・ ・ ・ ・ P 2
4. 松下会長及び山崎局長挨拶	・ ・ ・ ・ ・ P 3
5. 諮問事項の審議	・ ・ ・ ・ ・ P 4
諮問事項 愛知県豊田市に所在する国有財産を小学校建設及び市道拡 幅用地として豊田市土地開発公社に対し処分することについて	
6. 報告事項等	・ ・ ・ ・ ・ P 9
(1) 静岡県静岡市清水区に所在する国有地を都市公園用地として静岡市若しくは 静岡市土地開発公社に対し処分すること及び処分するまでの間、静岡市に対し オープンスペースとして管理委託することについて	
(2) 愛知県西春日井郡豊山町に所在する社会資本整備事業特別会計空港整備勘定所 属普通財産（旧名古屋空港）を航空機関連研究開発等用地として愛知県に対し処分 することについて	
(3) 名古屋市名城・柳原地区都市再生プロジェクトについて	
(4) 国有財産による地域貢献のあり方について	
7. 閉会	・ ・ ・ ・ ・ P 19

第102回国有財産東海地方審議会

開催日時：平成22年4月14日（水）

13：30～15：00

開催場所：東海財務局 2階大会議室

1. 開会

○細江管財総括課長 それでは、お待たせをいたしました。ただいまから、第102回国有財産東海地方審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、ご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、東海財務局管財総括課長の細江でございます。よろしくお願いをいたします。

本来ならば会長に議事運営をお願いするところではございますが、昨年10月に委員の改選がありまして、会長の選任が行われておりませんので、会長が選任されるまでの間、僭越ではございますが、私が議事運営を務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、審議会成立の報告をいたします。

本審議会の委員は16名でございますが、ただいまご出席をいただいております委員は13名でございます。なお、臨時委員は現在任命されていません。したがって、委員数の過半数を満たしておりますので、国有財産法施行令第6条の8の規定によりまして、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

2. 委員紹介

○細江管財総括課長 それでは、本日の審議会は委員改選後の最初の審議会でございます。私から委員の皆様方をご紹介させていただきます。

伊藤委員でございます。

○伊藤委員 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○細江管財総括課長 大林委員でございます。

○大林委員 大林でございます。よろしくお願いいたします。

○細江管財総括課長 小川委員でございます。

○小川委員 小川です。よろしくお願いいたします。

○細江管財総括課長 加藤委員でございます。

○加藤委員 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○細江管財総括課長 河内委員でございます。

- 河内委員 河内でございます。よろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 後藤委員でございます。
- 後藤委員 後藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 志水委員でございます。
- 志水委員 志水でございます。よろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 戸谷委員でございます。
- 戸谷委員 戸谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 長谷川委員でございます。
- 長谷川委員 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 濱口委員でございます。
- 濱口委員 濱口です。よろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 前川委員でございます。
- 前川委員 前川です。よろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 松浦委員でございます。
- 松浦委員 松浦です。よろしくどうぞ。
- 細江管財総括課長 松下委員でございます。
- 松下委員 松下でございます。よろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 ありがとうございます。なお、一丸委員、田中委員、谷本委員におかれましては、本日ご都合により欠席でございます。

続きまして、当局の担当者につきましてご紹介をさせていただきます。

東海財務局長の山崎でございます。

- 山崎東海財務局長 山崎でございます。
- 細江管財総括課長 管財部長の山路でございます。
- 山路管財部長 山路でございます。どうぞよろしく。
- 細江管財総括課長 管財部次長の山内でございます。
- 山内管財部次長 山内でございます。よろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 管財部次長の清水でございます。
- 清水管財部次長 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 細江管財総括課長 以上でございます。

3. 会長選任

- 細江管財総括課長 続きまして、今回は委員改選後初めての審議会でございます。新しく会長をご選任願うことになります。会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5

の規定に基づきまして、委員の互選により、委員の方々の中から選任することとされております。この件につきましてお諮りをしたいと思います。皆さん、いかがでございましょうか。

○前川委員 委員の前川です。これまで会長をお務めいただきました、また、中部経済連合会の副会長も務めておられます、各界で幅広く活躍されておられます松下委員を会長にご推薦したいと思います。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○細江管財総括課長 ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、委員の皆様の互選によりまして、松下委員に国有財産東海地方審議会会長をお願いしたいと存じます。

それでは、会長席の方へよろしく願いをいたします。

4. 会長挨拶

○細江管財総括課長 それでは、恐れ入りますが、松下会長にご挨拶と議事の進行をお願いをいたします。

○松下会長 ただいま委員の皆様方よりご推挙賜りました松下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座らせていただきます。

一言ご挨拶ということで、皆様ご承知のように、国有財産は国民共通の財産でございます、その使用に当たりましては、有効かつ効率的な活用を図り、また、不用となった財産につきましては、適正かつ公正な処分が求められているというところであります。

国有財産東海地方審議会は、財務局長の諮問に応じて、国有財産の管理及び処分について調査、審議いたしまして、財務局長に意見を述べるものでございます。国有財産行政における本審議会は大変重要なものであると認識しております。

私は審議会の会長として、委員の皆様の率直な意見交換、審議を通じて、この審議会に与えられた役割を果たすよう会の運営に務めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、私のご挨拶ということにさせていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、会長代理の指名をさせていただきます。国有財産法施行令第6条の5の規定によりまして、会長代理はあらかじめ会長が指名することとされておりますので、濱口委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会の概要につきましては、会議終了後記者発表するとともに、議事録につき

ましては、事前に委員の皆様方にご確認をいただきましてから、東海財務局のホームページに公開することになっておりますので、ご了解願います。

それでは、審議に入りますので、報道機関の皆様、まことに恐縮ですが、ご退席をお願い申し上げたいと思います。

それでは、審議に先立ちまして、山崎東海財務局長からご挨拶をお願い申し上げます。
○山崎東海財務局長 山崎でございます。委員の皆様方には、大変ご多忙のところ、委員を引き受けていただき、また、今日のご出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃から行政にご協力いただき、大変ありがとうございます。

本日は、愛知県豊田市に所在する国有財産を小学校建設用地及び市道拡幅用地として豊田市土地開発公社に対し処分することについてご審議をいただきたく存じます。

また、前回ご答申をいただきました事案の処理状況のほか、名古屋市名城・柳原地区都市再生プロジェクトにつきまして、ご報告させていただきたいと存じます。

さらに、国有財産による地域貢献のあり方につきまして、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この審議会も、今回で102回目となっております。皆様方のご協力によりまして、回数を重ねてきてございますけれども、本日もよろしくお願いいたしますと存じます。甚だ簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

○松下会長 ありがとうございます。

5. 諮問事項の審議

諮問事項：愛知県豊田市に所在する国有財産を小学校建設及び市道拡幅用地として豊田市土地開発公社に対し処分することについて

○松下会長 それでは、諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○山路管財部長 山路でございます。どうぞよろしく。

それでは、諮問事項につきましてご説明いたします。

本件は、愛知県豊田市に所在します愛知少年院の敷地の一部、約12,000平方メートルを「小学校建設用地及び市道拡幅用地」として豊田市土地開発公社に対して売却することについてご審議をいただくものでございます。

事案の概要をご説明する前に、まず、本財産を処分するに至った経緯を簡単に申し上げます。

財務省では、従来から各省各庁が所管している行政財産の使用状況実態監査を行い、国有地の有効活用に努めてまいりました。愛知少年院についても、平成20年度にこの実態監査を実施いたしました。その結果、少年院で管理している土地の一部が非効率な利用とな

っていることが確認されました。このため、効率化検討対象財産として指摘をし、当該財産を当局において売払い処分することとしたものでございます。

それでは、本財産の概要・利用計画・処分方法などについて、順次ご説明させていただきます。

お手元にごございます配付資料のうち、横長の説明資料の一番上をご覧ください。ブルーの表紙の諮問事項資料です。正面のスクリーンにも同じものを映しながらご説明してまいります。

それでは、照明を落としてください。

スクリーンに説明資料 2 ページの位置図を映しております。

対象財産は、図の右寄りに赤で示してございます。豊田市の貝津町及び浄水町に所在しております。図の左上でござますけれども、名古屋駅から見ますと、南東方向に約 25km、豊田市役所からは北西約 4 km に位置しております。

次に、案内図でございます。

図面の中央が名鉄豊田線の浄水駅であります。この浄水駅一帯では、平成 5 年 4 月より、155 ヘクタールに及ぶ、「豊田浄水特定土地区画整理事業」が進められております。緑の点線の部分が事業区域です。

対象財産は、浄水駅の北東約 1 km にございます。都市計画上は市街化調整区域です。財産の周囲には愛知少年院、豊田浄水場などがございます。この地域は、豊田市の中心部に近いほか、地下鉄の相互乗り入れで、名古屋の伏見駅まで約 40 分で出られます。通勤・通学が便利でございますので、区画整理事業の進捗とともに、住宅地として発展を示しております。

本財産の沿革について簡単に説明いたします。

本地一帯には、昭和 14 年 3 月、民間の航空機製造会社の飛行性能試験場が置かれ、滑走路等が造成されました。その後、昭和 15 年に海軍が買収、名古屋海軍航空隊が置かれました。終戦直前には、特別攻撃訓練員が養成され、神風特別攻撃隊として当地から沖縄に出撃したという歴史を持っております。終戦後は、米軍による接收を経まして、滑走路などの大半の部分は開拓されて田畑となりました。ただ、航空隊中心があったこの地には、昭和 24 年 6 月、特別少年院を併置しました愛知少年刑務所が開設されました。そして、昭和 28 年 4 月に、愛知少年院として独立したという経緯でございます。

続きまして、愛知少年院建物配置図、5 ページでございます。

赤枠で囲った部分が、現在、愛知少年院が管理している部分で、面積は 84,000 平方メートルでございます。青色で示してあるのが市道でございまして、その左側には、庁舎・寮舎・教育棟・体育館などの施設が配置されております。市道の東側、右側でござますけれど

も、黄色く塗ってある部分が取得要望地、約 12,000 平方メートルでございます。この部分は、愛知少年院が建設機械の操作訓練場及び外来の駐車場として使っておりました。しかし、冒頭申しましたとおり、当局が実地に監査したところ、ほとんど利用されていないという実態がわかりました。有効利用化指摘の対象としたわけでございます。

このため、昨年 10 月、本財産について、地方公共団体などに、公用・公共用での利用要望を募りました。その結果、豊田市から、新設小学校の建設用地として利用したいとの要望がございました。本年 1 月 26 日に「買受要望書」が提出されたわけでございます。

本日、処理の内容についてご審議いただき、ご了解いただきました場合には、行政財産としての用途を廃止し、当局に普通財産として引き継いだ上、22 年度内に売却する予定でございます。

次に、お手元の説明資料では 6 ページでございますが、航空写真をご覧ください。

市が整備を図りますのは赤色の部分でございます。このうち黄色で塗った箇所が今回ご審議いただく財産となります。処分予定財産の西側に愛知少年院をご覧いただいていると思います。また、見ていただくとおり、北側とか東側の一帯には山林が広がっております。後ほど申し上げますけれども、市では、山林の一部を現況のまま存置する予定と伺っております。

ここで、豊田市の利用計画についてご説明いたします。

市が整備を行う範囲は赤色の部分でございます。全体面積は約 43,000 平方メートルございます。今回ご審議いただくのは、小学校として取得要望のございます黄色い部分及びその左側に濃く青色で出ております市道の拡幅部分、合わせて約 12,000 平方メートルでございます。国有地以外部分につきましては、民有地を買収する予定とお聞きしております。

それでは、敷地の利用計画についてご説明いたします。

具体的には、今後詳細に設計をしてまいりますけれども、図にございますとおり、校舎は 3 階建て 30 クラス対応、体育館、プールを併設し、200 メートルトラックが確保できる運動場を整備する予定でございます。

また、環境面には特に配慮いたしまして、上側の濃い緑色の部分、約 3,800 平米ございますけれども、この部分は森林を存置いたします。また、周囲の薄い緑の部分は回復緑地といたします。以上、学校敷地全体の約 3 分の 1 強、36%を緑地として整備する予定にしております。

一方、道路用地につきましては、児童の通学の安全確保などのため、現在の市道を拡幅の上、歩道の整備などを行うものでございます。

それでは、今回の取得目的でございます小学校建設用地の具体的な必要理由について述べたいと思います。

この豊田市浄水地域におきましては、先ほど来申しましたとおり、土地区画整理事業の進捗に伴って、地域人口が増加しております。

スクリーンのグラフは、市内におけます小学校区別の人口増加率のグラフでございます。薄い色が市の平均でございまして、濃い部分が浄水小学校区でございます。ご覧のとおり、浄水小学校区における学区内人口がここ数年著しく増加しているのがご覧いただけると思います。この学区の人口は、平成 17 年には約 5,200 人でございましたが、平成 21 年には 8,500 人と、約 3,300 人、62%増加しております。ちなみに、同期間の市全体の人口増加率は 4 %程度でございます。

次のグラフ。これは豊田市が、浄水小学校区の児童数の推移を見込んだものでございます。

一番左側、平成 20 年度におきましては 18 クラス、479 人でございますが、ピークの平成 30 年度には 54 クラス、1,800 人程度までの増加を見込んでおります。これらの結果を踏まえまして、同市では、平成 19 年度に、現在の浄水小学校の東側に 8,000 平方メートルの土地を用意しまして、校舎の増築を行い、当面必要とされる 9 教室を確保してございます。

しかしながら、今後もこの学区の児童数は増加の一途でございまして、平成 25 年ぐらいまでは何とか増築で対応可能でございますけれども、平成 26 年度には、地域内にもう一つの小学校を開設する必要が出てまいりました。こうしたことから、豊田市では、現在の浄水小学校から一定の距離を隔てた部分、具体的には、名鉄豊田線の北側部分に小学校建設用地の手当てを進めてまいりましたが、本地以外には適地はないとの結論となったわけでございます。豊田市では、平成 22 年度に豊田市土地開発公社において事業用地を先行取得し、造成工事完了後、買い戻した上で建築工事に着手し、25 年度に完成を目指す予定でございます。

以上が、本財産の取得要望に係る経過と利用計画の概要であります。

最後でございますが、処分方法につきまして、順にご説明いたします。

相手方は「豊田市土地開発公社」。処理区分は「時価売払い」でございます。契約方法は、会計法第 29 条の 3 第 5 項並びに予算決算及び会計令第 99 条第 21 号の規定に基づく「随意契約」を予定しております。また、相手方が、豊田市ではなく開発公社であるため、小学校建設用地及び市道拡幅用地として豊田市に譲渡することを内容とした「用途指定」を付したいと思っております。代金の納付方法は「即納」でございます。

以上が事案の概要でございます。

当局といたしましては、豊田市の利用目的は、地域社会におけます教育環境の整備を図るものでありまして、公共性は極めて高いと考えております。もって、国有財産の有効活

用に十分資するものというふうに考えられます。

これをもちまして、諮問内容の説明を終ります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○松下会長 ありがとうございます。ただいま事務局からご説明がありましたが、本件に関しまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言をいただきたいと思いますが。

ご指名をさせていただいて、ご意見なりご質問をいただきたいと思いますが、大林委員、いかがでございましょうか。

○大林委員 建設予定地と処分予定地とちょっと違っているのですが、この建設予定地の方も取得が可能なんですよ。

○山路管財部長 はい。その部分は民間の地主さんから買う話が進んでおります。

○大林委員 そうですか。それはもう大丈夫なんですよ。

○山路管財部長 そのように、市から聞いております。

○大林委員 法的に何か、売買予約とか、そういうようなこと、もうしてあるんでしょうかね。

○山路管財部長 そこまでいったとは考えておりませんが、市の方からは大丈夫であるというふうに聞いております。

○大林委員 そうですか。はい、わかりました。

○松下会長 ありがとうございます。河内委員、いかがでございましょうか。

○河内委員 それでは、回復緑地というのは具体的にどういう状態をどういうふうにするという意味でしたでしょうか。すみません、質問ですけれども。

○山路管財部長 一旦工事のためにとるわけでございますけれども、また工事をして緑地を回復するという意味でございします。

○河内委員 植林をするということですか。

○山路管財部長 具体的に詳細までは聞いておりませんが。

○河内委員 そうですか。

○山路管財部長 植栽等による緑化をするというふうに思っております。

○河内委員 せっかくの国有財産の有効利用ということで、例えばそこに木を植えるのであれば、できましたら子供たちに木を植えさせるとか、何らかそういうかわりを持たせるようなことをしていただけたらいいかなというふうに思います。

○山路管財部長 貴重なご提案として豊田市にも伝えたいと思っております。

○河内委員 ありがとうございます。もう一つ、できましたら校舎も木造で、3階建てですと可能ですので、せっかくこんな緑豊かなところですし、そういうことも、頭から外すのではなくて、検討に加えていただけたらありがたいかなと思います。以上でございします。

○山路管財部長 貴重なご提案ですので伝えたいと思っておりますけれども、財政上の問題

もございますので、どうなるかはちょっと。

○松下会長 ほかにどなたかございますでしょうか。もしございませんようでしたら、本諮問事項は原案どおり処理して差し支えないということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松下会長 ありがとうございます。

それでは、その趣旨で、後ほど東海財務局長に対しまして答申書をお渡しすることとさせていただきます。また、審議会の結果の記者発表につきましては、事務局から行うということとします。

6. 報告事項等

○松下会長 それでは、報告事項として事務局からご説明をお願いいたします。

（１）第 100 回審議会諮問事案

静岡県静岡市清水区に所在する国有地を都市公園用地として静岡市若しくは静岡市土地開発公社に対し処分すること及び処分するまでの間、静岡市に対しオープンスペースとして管理委託することについて

（２）第 101 回審議会諮問事案

愛知県西春日井郡豊山町に所在する社会資本整備事業特別会計空港整備勘定所属普通財産（旧名古屋空港）を航空機関連研究開発用地として愛知県に対し処分することについて

（３）名古屋市名城・柳原地区都市再生プロジェクトについて

○山内管財部次長 管財部次長の山内でございます。私から、第 100 回及び 101 回審議会でご答申をいただきました事案につきまして、その後の処理状況並びに名古屋市名城・柳原地区都市再生プロジェクトにつきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入ります、お手元の「第 102 回国有財産東海地方審議会資料の報告事項（１）」というものをご覧くださいませでしょうか。

まず、１ページ目をお開き願えますでしょうか。

静岡市清水区に所在する国有地を都市公園用地として静岡市もしくは土地開発公社に対して処分すること及び処分するまでの間、静岡市に対しオープンスペースとして管理委託することについてという事案でございます。

その後の処理状況についてご説明いたします。

下の表にございますように、平成 19 年 11 月開催の第 100 回の審議会においてご答申いただいた事案でございます。

この表の一番下のところの処理状況欄をご覧ください。ここにございますように、平成 20 年 3 月、当局と静岡市との間で管理委託契約を締結いたしまして、静岡市がオープンスペースとして管理してまいりましたが、平成 21 年 5 月に、当局は静岡市土地開発公社と本件土地の売買契約を締結いたしました。

静岡市に今後の予定について確認しましたところ、22 年 11 月、静岡市が静岡市土地開発公社から買い戻した上、次の 2 ページ目をお開きください、公園イメージ図にございますように、公園として整備を行い、23 年 2 月、公園としての供用開始を予定しておることでございます。

続きまして、資料の報告事項（2）というのをご覧くださいませでしょうか。

まず、1 ページ目をお開きください。

愛知県西春日井郡豊山町に所在する社会資本整備事業特別会計空港整備勘定所属普通財産（名古屋空港）を航空機関連研究開発等用地として愛知県に対し処分することについてという事案でございます。

下の表をご覧ください。

平成 20 年 11 月開催の第 101 回審議会、これは前回でございますが、ご答申いただいた案件でございます。

その後の処理状況にいてご報告いたします。

表の一番下の処理状況欄をご覧ください。そこにございますように、平成 21 年 3 月、愛知県との間で売買契約を締結し、所有権の移転登記が完了しております。愛知県に確認しましたところ、用地 2 ヘクタールの一部、約 1.3 ヘクタールでございますが、これにつきましては、三菱重工業株式会社と県有財産有償貸付契約を締結し、本年 4 月 1 日から同社に貸し付けたとのことでございます。三菱重工業株式会社は、日本初の国産ジェット旅客機 MR J でございますが、これの開発に必要となる技術試験場を同地に建設することとしており、23 年度に供用開始の予定であるとのことでございます。

また、残りの 0.7 ヘクタールにつきましては、航空機に関する研究開発施設を愛知県が建設することとしております。この施設は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、JAXA でございますが、23 年度初頭に導入するジェット飛行実験機を用いた研究拠点となる予定と聞いております。

続きまして、資料の報告事項（3）という資料をご覧ください。

まず、1 ページ目をお開きいただけますでしょうか。

地図が載っております。名古屋市名城・柳原地区都市再生プロジェクトについてご説

明申し上げます。

この図で示しております、水色で表示された「名城地区」と右上の方の「柳原地区」につきましては、平成 15 年 1 月、都市再生プロジェクトの指定を受けておりまして、これまで第 99 回、第 100 回の当審議会におきまして、プロジェクトの概要と進捗状況につきましてご報告をさせていただいたところでございます。

それでは、2 ページ目をお開き願えますでしょうか。

今般、「名城地区」のうち、赤色で表示したところでございますが、名城住宅跡地等について、当局は売却手続を開始することとなりましたので、都市再生プロジェクトの概要を改めてご説明するとともに、売却手続についてご報告させていただきます。

「都市再生プロジェクト」につきましては、内閣総理大臣を本部長とする「都市再生本部」の国家プロジェクトとして指定されております。平成 15 年 1 月に決定されました第 5 次プロジェクトは、「国有地の戦略的な活用による都市拠点形成」を目的として決定され、全国で 3 カ所が指定されております。

そのうち、当地区につきましては、「国家公務員宿舎、市営住宅等の一体的建て替えによる複合都市拠点形成に向け、民間施設の導入と P F I 的手法による整備を検討する」こととされ、黄色く表示した箇所に、公務員宿舎・城北住宅が平成 21 年 2 月に竣工したところでございます。

今回売却手続を開始する財産は、図面に赤色で表示しております、下の方でございますが、①で表示しております国家公務員宿舎「名城住宅」跡地、約 3.1 ヘクタール。そのちょっと上の②でございますが、元警察の共済施設でございました「名城会館」跡地、約 0.3 ヘクタールの 2 カ所でございます。合計しますと、約 3.4 ヘクタールの国有地でございます。現在、①名城住宅跡地につきましては、公務員住宅の建物が未利用の状態でご存置、残されております。②名城会館跡地につきましては、更地となっております。

これら 2 カ所の財産の売却を進めるに当たりまして、大規模な土地であり、購入予定者にも十分な検討期間が必要ということを考えまして、昨年 11 月 17 日から、既に当局ホームページにて、平成 22 年度中に公用・公共用での利用を前提とした売却を実施する予定であることを公表しております。この公表を受けまして、これまでに複数の学校法人から大学用地として、また某国政府から総領事館移転用地として本財産の一部を取得したい旨の打診がなされております。

今後、売却スケジュールといたしまして、明日、4 月 15 日から、公用・公共用利用での取得要望受付を開始し、3 カ月間の応募期間として、それから、その後 2 カ月間の審査期間を経た上で、今後開催します審議会において具体的な処理方法をお諮りして、ご審議をいただいた上、処分の相手方を決定したいと考えております。今後、審議会の諮問を予定

しておりますことをご報告いたします。

以上、3件の事案につきましてご報告させていただきました。

(4) 国有財産による地域貢献のあり方について

○清水管財部次長 管財部次長の清水でございます。引き続きまして、私の方からは、当局における国有財産の有効活用に向けた取り組みについてご説明させていただきます。

お手元の資料、報告事項(4)をご覧ください。

1ページ、お開きいただけますでしょうか。

まず、「国有地の現況」でございますが、当局管内の国有地の面積と台帳価格でございます。21年3月末時点のものでございますが、国有林等を含めた国有地の面積は約30万ヘクタール。これらの国有財産台帳価格は約9,700億円となっております。また、管内4県下の国土面積に対する国有地の占める割合は約1割となっております。

次に、当局が所管します普通財産、行政の用に供していない財産、土地でございます。これが約1,300ヘクタールございまして、そのうち約半分は公園などとしての地方公共団体等への貸付地となっております。また、相続税物納などにより取得した未利用国有地は約210ヘクタール、普通財産に占める割合は16%となっていました。

以上が国有地の現況でございます。

次に、右側の図に移りますが、「国の資産債務改革について」でございます。経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006のもと、財務省においては、庁舎跡地、宿舍跡地、未利用国有地等の売却を進め、資産の圧縮に努めることとしております。

当局におきましては、平成18年度において87カ所ございました名古屋市内の宿舍につきまして、老朽化した宿舍や使用効率の悪い宿舍を廃止し、27年度までに27カ所に移転・再配置をいたしまして、これにより約13ヘクタールの余剰地を創出することとしております。創出される余剰地につきましては、まちづくりや産業振興、福祉の充実といった用途に優先的に処分するという考え方から、地方公共団体や公益法人等に対し、3カ月間ほど公用・公共用の利用要望を募りまして、要望があれば、他に優先して売却。要望がなければ速やかに一般競争入札を実施し、税外収入の確保に努めることとしております。

最後になりますが、「地域貢献への取り組み」でございます。左下図でございますが、大規模な国有地、未利用地等の処分方針の策定に当たりましては、財務局長の諮問機関でもある本東海地方審議会へ付議の上、処分することとしております。

ここに二つの事例を掲げさせていただきました。

一つ目は、「産業振興への寄与」ということで、小牧市に所在します旧名古屋空港跡地の処分でございます。旧名古屋空港跡地につきましては、先ほど山内の方からも説明したところでございますが、中央下の図にございましており、平成17年2月、青色で塗られまし

た部分の空港本体を、滑走路部分でございますが、これは愛知県に処分して以降、昨年度処分いたしました赤色で塗られた部分まで、跡地を必要な用途に順次処分してきております。

二つ目は、「まちづくりへの寄与」ということで、名城公園の真向かいに位置する大規模な国有地の処分でございます。都市再生プロジェクトの概要につきましては、山内の方から説明したとおりでございます。説明を省略させていただきます。今後、赤枠で囲われた2カ所、5.4ヘクタール、これにつきまして、都市再生プロジェクト用地として順次活用していく予定としております。

下の赤枠部分につきましては、ただいま説明いたしましたとおり、明日から公用・公共用の利用要望を募ることとしております。また、上の赤枠部分につきましては、現在もなお、公務員宿舎として利用されております。今後、宿舎としての用途を廃止いたしまして、将来的には公用・公共用利用を募るなどして処分する予定となっております。

以上、簡単ではございますが、当局における取り組みについてご紹介させていただきました。

なお、国有地の利活用に当たりましては、現状、公用・公共用利用を優先し、要望がなければ速やかに入札を実施するという形で事務を進めているところでございますけれども、本日はせっかくの機会でございますので、より一層国有地を地域で活用いただけるような取り組み・仕組み等につきまして、ご意見を賜りますれば幸いです。

以上、私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○松下会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から、第100回、第101回の審議会答申事案につきましての処理状況、それと、名城・柳原地区都市再生プロジェクトについて、国有財産の有効活用に向けた取り組みにつきまして、それぞれ説明がございましたが、各分野のご専門の立場から忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、ご発言をよろしくお願いいたします。

○小川委員 委員の小川でございます。地域振興ということではなくて、日頃国有財産の売却について、私ずっと見ていて思うことがありますので、1点述べさせていただきたいと思います。

国有財産の売却については、物納財産については最低売却価格を設定しておられておりますが、それ以外の財産については価格を設定せずに、要するに、買い手にとっては価格がわからないような状態でずっと長年売却されているところで、これは、会計法の29条の3とか、あるいは79条の規定で、現在の法律ではやむを得ないということかもしれませんが、ただ、私、例えば裁判所の競売とか、あるいは一般の地方公共団体の売却とか、あるいは企業の売却なんかのいろいろ相談を受けたり、携わっている関係からすると、最低売

却価格を設定せずに売るというのは、買い手にとっては、言い方が悪いかもしれませんが、要するに、高い寿司屋で時価で寿司を買うみたいな、何かそんなイメージです。財務省さんとしては是が非にも歳入確保ということで、ある程度評価についても、評価から一定割合の値を掛けられたり、案件によっていろいろ工夫がされているところだと思うのですが、そこがなかなか一般には見えないということです。

私が裁判所なんかでの経験した例を申し上げますと、むしろ安く設定すると注目を浴びて、競争が高まって、結果として入札で高くなると。初めに高い価格で設定するとか、あるいは高いと思われると、なかなかお客が寄りつかない。昔この会計法ができた時代と今とは全く違って、例えば価格を設定したからといって、買い手が談合するということはまず 100%あり得ないでしょうし、例えばその価格も、安ければ隣の人でも買ってみようかということになるかもしれませんし。私は今の時代を考えると、価格をきっちり出して、競争をできるだけ喚起して、高い価格で買っていただく。あるいは、そのための情報をもうちよつと提供すると。例えば、鑑定評価をとられているようですが、鑑定評価書を公開するとか、裁判所の場合だとそういうようなこともされておりますので、やはり買い手の視点に立って、いま一度検討する時期に来ているのではないかなと思いますので、あえて一言申し上げさせていただきました。

○松下会長 小川委員、大変貴重なご意見ありがとうございました。では、事務局の方から回答をお願いします。

○清水管財部次長 貴重なご意見ありがとうございます。実は、実行部隊としての財務局は、小川先生のおっしゃるような、意見でもって本省サイドにお願いをしているという事実がございます。当然、法律改正にもつながりますので、なかなか実現に至っていないという現実がありますが、お話を、また改めまして、要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○松下会長 ありがとうございます。小川委員、そういうことでよろしゅうございますか。

○小川委員 わかりました。

○松下会長 ほかにどなたかいらっしゃいませんか。では、せっかくの機会ですので、皆様のご意見をぜひ承りたいと思いますのでご指名をさせていただきますが、松浦委員、いかがでございますか。

○松浦委員 今、ご説明ありましたように、余剰地を創出して、まちづくりだとか産業振興、あるいは地域振興にもなるのでしょうけれども、さらには福祉の充実に使うというのは、私は大変よろしいと思います。今度の名城地区の問題も、多分、公務員宿舎を高層化して、土地をつくり出して、売却するということから、売却した土地で建物が建つ

かもしれない。そういう意味では非常に合理的な処理方法だと思います。私も一つだけご質問させていただきたいのですけれども、平成 18 年でしたか、国有財産法の改正によって物納が非常に厳しくなったといいましょうか、そのために最近では物納が減ってきたというふうに聞いているのですが、それが事実かどうか、そして物納したときの、その物件の売却のタイミング。昔の土地神話は崩れておりますので、その時々の景気によっても地価は動くわけです。そうなれば、当然、地価の下落リスクというのが常にあるわけですから、売り出すタイミングをどのようにお考えになっているのか。この法の改正は、基本的には財政健全化のために売却収入を確保したいと、そういう意図が裏にあったと思うので、そうしますと、いわゆる地価の下落リスクをどうコントロールしながら売却に持っていつているのか。

税金の物納ですから、本来はなるべく早い段階で、そのときの価格で売却して税収入にしなければいけないと思うのですが、私の弟が、いわゆる幹部官僚の時に地方の公務員宿舎に入っていたのです。非常に立派な邸宅で、物納で取得した邸宅らしいのですが、単身赴任で、1 人でしか住んでいないのです。しかも庭の広い邸宅であり 1 人では使い勝手が悪いし、庭の手入れもできないから、結局庭師を入れて管理してもらわないといけない。むしろお金がかかってしまうのです。本来そういうものは、どんどん適正な価格で売却していく。これが基本だろうと思うのですが、売れなかったからかも知れませんが、そういう宿舎に使うことは今もやっているのでしょうか。

○松下会長 ありがとうございます。事務局の方でご回答。

○山路管財部長 幾つかご質問があったと思います。まず、物納の 18 年の改正でございすけれども、物納の取り扱いを明確にしたのであって、厳しくしたものでは決してございません。

○松浦委員 それでは何で減ったのですか、随分減少したと聞いておりますが。

○山路管財部長 それは、すみません、地価の変動率が減ったからだというふうに承知しています。

あと、物納した財産は、おっしゃったとおり、換価が原則でございすので、直ちに売ることを建前にしております。ただ、おっしゃるように、地価が低迷しておりますので、今この低い時期に売るのはどうかという議論もあって、それも本省の会議等では毎回議論になっているところでございす。今回のご意見も踏まえて、勉強してまいりたいと思っております。

あと、宿舎の件でございすけれども、確かに、かつては各官庁のトップクラスの方には一戸建ての官舎を充てていた時代もあるのですけれども、使い勝手が悪いという観点から、単身用のコンパクトな宿舎もつくっております。ただ、官庁によっては、セキュリテ

イー上の理由とかがあって、まだ一軒家にこだわっている官庁もございます。それは縮小化している方向でございます。

○松下会長 ありがとうございます。ほかにどなたかございますか。どうぞ、志水先生。

○志水委員 志水です。売の話はいろいろ出ているのですが、今、この時期に高く売れるとはあまり思えません。ですから、売れるところは売るというのも一つの方法ですけども、できることなら、国のものとしてそのまま置いておいて、それをもっと有効活用することに力を入れて考えていったらいかがかと思うのです。

私の今所属している学校では、職業訓練校の委託生として介護福祉士を養成しております。私は、今日ここへ来る前に職業安定所に寄って来たのですけれども、たくさんの人が職業安定所にいらっしゃっていることに驚きました。今、職を求めている人たちの仕事を創出できるような、そういうものにこの土地を活用することはできないか。特に介護とか、それから子育てですとか、そういう分野は、今、非常に人を求めている。とにかく今、職業安定所に訪れているような人たちに、仕事の間として提供することはできないかということが一つあります。

それからもう一つは、せつかくの国の財産ですから、やっぱり公園がまだまだあっていいと思います。公園というのは、ただ造ればいいのではなくて、その公園を維持管理するのに大変な人手が要ります。その人手については、プロも要るし、素人も要るしで、いろんな人がそれに関われるのではないかと。だから、そういったいろいろな人が関わっていけるような場として国の財産は使っていくことも大事ではないか。だから、売るばかりではなくて、そのまま残して有効活用していただくということもぜひお願いできたらと思っています。よろしくお願いします。

○松下会長 ありがとうございます。事務局の方からご意見いかがですか。

○山路管財部長 松浦委員からもございましたけれども、十数年前、平成の4年、5年ぐらい、物納が相当入った時代がございました。片一方で、ご存じの財政状況でございますので、過去大体20年ぐらいは売却一辺倒でやってきたのが実態でございます。しかし、こうした社会情勢の変化に伴って、ただ売るばかりでいいのかという疑問も持っております。先生がおっしゃった介護とか、福祉とか、子育て環境についてはさまざまな行政ニーズが想定されますので、これに国有財産を使っていく工夫をしたいと思っています。

あと、公園の件でございますが、公園には無償で貸し付ける規定があるわけでございます。ただ、国民の共通の財産でございますので、それをただで貸すのはいいのかというのは、国民大方のご賛同が得られないと難しいと思っていますので、財政面と緑とのバランスをどうとるかというのが非常に悩ましい問題になろうかというふうに思っております。

○松下会長 志水委員、よろしゅうございますか。

○志水委員 はい。

○松下会長 ほかにどなたかご意見ございますか。

○小川委員 今、売る時期の話がちょっと出たものですから。売る時期というのはなかなか難しく、伊藤さんなんかもよくご存じだと思うのですけれども、ものすごく変わるのです、全く売れないときと。去年まで全く売れなかったですけど、またここ、4月に入ってからかなり状況が変わってきて、なかなかいいマンション用地とか分譲地がなくなってきたものですから、一斉に業者さんが今度は買いに入るというような状況があって、やはり売るタイミング。例えば国で言うと、予算があって、このように売らなければいかぬということはあると思うので、そこらをもうちょっと市場調査をされて、タイミングを合わせられると、どうせ売るなら高い方がいいものですから、もうちょっと工夫の仕様はあるのではないかなという気はします。予算と役所のこれまでのならわしからいくとなかなか難しい部分があるかと思いますが、民間から見ていると、売れないときに無理して売らなくても、売れるときに思い切って放出するというのがもうちょっとあってもいいんじゃないかなと思います。

○松下会長 ありがとうございます。

○山路管財部長 非常に厳しいご意見でございまして、今、一昨年来、世界的な経済情勢が激変する中で、地価の動向もいろいろと動いております。私どもも勉強はしております、伊藤委員に3カ月に一遍ぐらいですか、お時間をちょうだいして、貴重な情報をちょうだいしているわけでございますけれども、マーケットを見ながら機敏に売ることなどもなかなか国としてやりにくいのも実態でございますので、委員がおっしゃった制度についても、今後の検討課題としていろいろと勉強してまいりたいというふうに思っております。

伊藤先生にはまた引き続き、よろしくご指導ください。

○松下会長 ありがとうございます。確かに民間感覚からいきますと、とにかく少しでもマーケットが活況になったときに高く売る。不況なときは売らずに持っておいてと、こういうことが働くわけですが、国の財産ですから、その辺のところに民間のようなやり方が本当にできているのかというのはなかなか難しいところですが、大きな流れとしては、少しでも国有財産を活用ということがありますので、貴重な意見として承らせていただきます。

ほかにいかがですか。濱口委員さん。

○濱口委員 ちょっと思いますのは、この名城地区、非常に大きな土地ですので、名古屋市の中心部に残された非常に貴重な財産だと思います。ですから、なるべくまとまって公共的な使命のある活用の仕方を工夫していただければと存じますが。

○松下会長 ありがとうございます。

○山内管財部次長 ありがとうございます。私どもとしましては、今後、明日からということでお話ししましたが、公用・公共用をまず優先という形での受付を開始させていただくところでございまして、また、その内容につきましても、当審議会にお諮りしていきながら決めていきたいというふうに考えておりますので、ありがとうございました。

○松下会長 どうぞ。

○河内委員 先ほど志水先生も、せつかくの土地を公園とかにできたらいいなということをおっしゃられたわけですが、一旦手放してしまうと、やはりそれを買い戻すということはかなり難しいことだと思います。それで、今、人口は減少していつている世の中ではございますが、コンパクトシティとかそういうことも言われる中で、30年先、50年先、できれば本当、100年先かもしれませんけれども、そのくらいのタームで見た利用方法というものを考えていかないと、それはもちろん、少しでも国の収入にしたいということも一方ではあると思います。例えば大きな土地は、こういうところに出てきていろいろ皆さんにどうしたらいいかという検討の余地もあると思うのですけれども、小さなところにも、先ほどの物納のようなところだといっぱいあると思うのです。それを一々、ではどうしましょうと偉い先生方が議論されても、それは多分、余りいい具体的な活用方法というのは思い浮かばない。それよりも、自分の地域にそういうところがあれば、これはすごく身近な話ですので、どうしたらいいかということは多分皆さん、すごく思っていられることがいっぱいあると思うのです。だから、そういう声を吸い上げて、ではどうしたらいいかと。やっぱりそこは売却しましょうとか、これは地域のためにこういうふうに活用していつてもらいましょうとか、そういうシステムみたいなのができると、もっと本当に有効活用につながっていくのではないかなという気がします。

○松下会長 ありがとうございます。何か事務局の方でコメントございますか。

○山路管財部長 非常に的を射たご指摘、ありがとうございます。私ども、財産の管理をする役所でございますけれども、地域コミュニティーを主として担当しておられる市町村との連携は非常に大事だというふうに考えております。

最近も幾つか事例があったわけでございますけれども、ちょっと話題に出た保育の関係でございますが、ある市の方で今、保育所が足りないということで、小さな規模のサテライト保育園というのを整備される計画があるのです。そのために必要な土地がないかというご相談がございまして、要望地区内に当局が保有する候補財産を7カ所ほど提示をした事例がございまして、その結果、検討対象となる物件があるとしてご相談しているところでございます。

このように、地道な取り組みをいろいろやっておりますので、また委員の皆さんにはご

支援を賜りたいというふうに思っております。

○松下会長 どうもありがとうございました。それでは、特に皆さんからのご質問、ご意見がなければ、この辺で審議会につきましては終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

7. 閉会

○松下会長 では最後に、東海財務局長からご挨拶をさせていただきます。

○山崎財務局長 本日は大変ご熱心なご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず、いただきました答申事項につきましては、答申に基づき、適切に対処してまいります。

また、いろいろな意見がございました。大変貴重な意見でございまして、これは私どもだけではなくて、制度的なものもございすけれども、これも本省の方に伝えるようにいたしまして、十分参考にさせていただいて、業務を進めさせていただきたいというふうに思っております。

今後ともご指導、ご助言をお願い申し上げまして、私のお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○松下会長 どうもありがとうございました。それでは、本日の審議会議事進行に当たりましては、各委員の皆様、大変ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、審議会を閉会ということにさせていただきます。ありがとうございました。